

令和2年度八戸市小規模 MICE 開催事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市内で学術会議等のコンベンション、企業研修等のミーティング、報酬旅行等のインセンティブツアー又はスポーツ大会（以下「大会等」という。）を開催する主催者（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって八戸市の地域経済の活性化及び文化の振興等に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、八戸市内で開催し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が10人以上の市外参加者を伴う大会等とする。ただし、次に掲げる大会等は除くものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
- (2) 政治及び宗教団体が主催又は共催するもの
- (3) 反社会的、または暴力関係団体に関連するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 持ち回り等により定期的又は定例的に開催するもの
- (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受けるもの
- (7) この要綱による補助金の対象とならない大会等と同時に開催するもの
- (8) その他公序良俗に反する等（一財）VISIT はちのへ理事長が適当でないと認めるもの

2 前項に規定するもののほか、スポーツ大会にあつては原則として東北大会規模以上のものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、主催者が大会等の開催（開催準備を含む。）に要する経費のうち別に定める経費とする。

(助成金の額)

第4条 補助金の額は、市外からの参加者が市内の宿泊施設に宿泊する人数1人につき2千円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額とする。

(取扱方法)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、（一財）VISIT はちのへ理事長の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。